

令和2年度 役員（理事・監事）の報酬等の額の総額について

1. 根拠： 社会福祉法人吉賀町社会福祉協議会定款

（役員報酬等）

第25条 理事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給する。

2 監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において監事個々について算定した額を、報酬等として支給する。

2. 理事の報酬等の支給額の総額： 1, 575, 000円

3. 監事の報酬等の支給額の総額： 240, 000円
(監事1名あたり120, 000円)